

わが国の企業年金制度の課題と リスクマネジメント

— AIJ 年金資産消失事件を踏まえて —

赤 堀 勝 彦

目 次

- I. はじめに
- II. 企業年金制度の現状と課題
 - 1. 従来の企業年金制度
 - 2. 企業年金制度の再構成
 - 3. 企業年金制度の仕組みと実態
 - (1) 企業年金制度の仕組み
 - (2) 企業年金制度の実態
 - 4. 企業年金制度の運用体制と資産構成割合
 - 5. 企業年金制度の運用の課題
- III. AIJ 年金資産消失事件とリスクマネジメント
 - 1. AIJ 年金資産消失事件
 - (1) AIJ 年金資産消失事件の推移
 - (2) AIJ 年金資産消失事件の問題点
 - 2. 厚生年金基金の資産運用規制とリスクマネジメント
 - (1) 資産運用規制の基本的な考え方
 - (2) 厚生年金基金の資産運用規制の見直し
 - (3) 年金資産消失リスク再発防止のリスクマネジメント
- IV. 年金制度改正法の施行
 - 1. 年金制度改正法施行までの経緯
 - 2. 厚生年金基金制度見直しの概要

3. 厚生年金基金制度廃止後の企業年金制度

4. 企業年金制度の今後の課題

V. おわりに

1. はじめに

企業の年金積立不足が経営の重荷になっているなか、AIJ 投資顧問会社（以下「AIJ」という。）が企業から運用を受託している年金資産約2,000億円の大半が消失した事件で、企業年金の存在が一層注目されてきている。すなわち、AIJによる年金資産消失事件は、会社員の厚生年金基金制度の窮状を改めて浮き彫りにした。これは、バブル崩壊²⁾後も多くの基金が年5.5%という現実離れした高い予定利率³⁾に縛られ、利回り

1) 年金積立不足とは将来支払う年金に対し、現時点で必要な年金資産が足りない状態をいう。これは、会社側が運用利回りを保証する確定給付型の年金で、運用成績が悪化した場合などに生じる。現行の超低金利は運用低迷とともに、将来支払う年金給付を現在の価値に置き換える割引率を低下させる。割引率が低いほど現時点での年金債務は大きくなり、年金積立不足の拡大を招いている。

2) バブル経済とは、株価や地価など資産価格が投機目的となり、实体经济以上に泡のように膨らんだ状態をいうが、バブル期は1986年12月から1991年2月までの4年3か月（51ヵ月）間を指すのが通説となっている。内閣府景気基準日付でのバブル崩壊期間（平成不況（第1次平成不況）や複合不況とも呼ばれる）は、1991年3月から1993年10月までの景気後退期を指す。バブル崩壊により1973年12月から続いた安定成長期は終わり、失われた20年と呼ばれる低成長期に突入した。

3) 予定利率とは積立金の運用で将来得られると想定した利回りをいう。これは掛金などを算出する計算の基礎になる。予定利率が高ければ掛金は少なく済み、予定利率が低ければ掛金は多く必要になる。予定利率通りに運用できなければ、積立不足が膨らむ原因になる。厚生年金基金の予定利率は当初5.5%で、1997年以降はほぼ自由に設定できるようになった。ただし、掛け金の引き上げなどを嫌って5.5%に据え置いている基金が多く、(2011年12月1日現在、予定利率を5.5%としている基金は581基金中507基金(87%))、基金の財政悪化につながっていた(厚生労働省「厚生

低下と年金受給者の急増という実態に対応できなかったためである。

年金の積立不足が膨らみ、国から預かった厚生年金（代行部分）にまで穴を開けた基金が増加し、さらに、基金の加入者だけでなく厚生年金に加入する全会社員に負担が及ぶ可能性も出てきている。

2012年4月中旬には厚生労働省が「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）⁴⁾を設置した。企業年金をめぐる資産運用と財政運営の両面からそれまでの施策を検証すると同時に、見直しの方向性を検討した結果、有識者会議は同年7月6日に報告書を取りまとめた。厚生労働省などがこれに基づき改革案を作成することとされているが、本稿では、有識者会議の報告書を取り上げながら、AIJ年金資産消失事件を踏まえてわが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメントを考察することとする。

なお、本稿は日本リスクマネジメント学会 RM 双書第33集に発表した「企業年金制度の課題—リスクマネジメントの視点から—」を一部加筆・修正し、その後の状況を踏まえて発展させたものである。⁵⁾

II. 企業年金制度の現状と課題

1. 従来の企業年金制度

企業年金とは、企業や個人事業主が従業員の退職後の生活安定を目的として、厚生年金保険などの公的年金制度を補うものとして企業が独自

年金基金等の現状について」)。(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/...att/2r9852000002801d.pdf>)

4) 有識者会議は、いわゆるAIJ問題を契機として顕在化した厚生年金基金等の企業年金をめぐる課題について、資産運用と財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の見直しの方向性について検討することを目的として2012年4月13日に設置され、以来8回にわたる審議を重ねた結果を同年7月6日に報告書としてまとめた。

5) 日本リスクマネジメント学会 RM 双書第33集『危険と管理』第45号126～140頁（2014年3月）。

に行う年金制度である。企業年金は、公的年金制度と個人年金のような純粋な私的年金制度との中間的な年金制度になる。

わが国の企業年金制度は、確定給付型の事前積立方式がほとんどであった。確定給付型とは、あらかじめ給付が定められ、その給付を賄うのに必要な掛金を積み立てていく財政方式である。これまで企業年金の2大柱であった厚生年金基金と税制適格退職年金（以下、「適格年金」という。）はいずれもこのタイプである。

企業は1960年頃から退職一時金に一部を移行して、確定給付型企業年金の積極的導入を図った。企業年金の導入理由として、①掛金が全額損金算入できる税制優遇措置が受けられること、②毎年変動の大きい退職金コストを事前積立により平準化できること、③従業員の退職後の生活の保障を充実できること、などが企業にとって大きな利点であったことが指摘できる。

2. 企業年金制度の再構成

近年、経済・社会の環境変化が激しさを増してきたとともに長引く経済停滞に加えてグローバル競争が企業経営を直撃し、企業年金を含む退職給付制度にも大きな影響を及ぼすこととなった。すなわち、年金の運用環境がバブル崩壊後に様変わりし、運用環境の悪化が続くなか、確定給付型年金の制度運営が行き詰まりを強めてきた。一方で、2001年3月期から退職給付会計基準が導入され、国際標準へと会計基準が一新された。ある一定の算定式によって年金額等が決められる確定給付型の制度では、将来の昇給等を見込んだ退職給付債務額を会計上認識し、その積立不足額は一定期間内での処理が求められる。これに対して企業は、退職給付債務の軽減を図りうる方策を強く要望してきた。例えば、退職給付会計の適用を免れない厚生年金基金にある代行部分の返上⁶⁾や退職給付

6) 代行返上とは、2002年4月1日に施行された確定給付企業年金法により、

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

会計が発生しない確定拠出型年金制度の創設である。⁷⁾

一方、確定給付型企業年金については、2001年に確定給付企業年金法が公布（2002年4月施行）され、再編が行われた。適格年金は法令上廃止となり（法人税法施行令）、既存の制度は2012年3月31日までに他の

表1 企業年金制度の推移

年	概 要
1962年	適格退職年金制度創設
1966年	厚生年金基金制度創設
1990年	投資顧問の参入（資産運用）
1997年	受託者ガイドライン施行（資産運用）、予定利率弾力化（財政運営） 資産配分規制の完全撤廃（資産運用）、給付水準引下げ基準策定（財政運営）
2001年	確定拠出年金制度（DC: Defined Contribution Plan）施行
2002年	確定給付企業年金制度（DB: Defined Benefit Plan）施行 企業会計基準の見直し→代行返上の増加
2011年	年金確保支援法（「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」）成立（確定拠出年金法の一部改正によるマッチング拠出の導入など） ^(注)
2012年	適格退職年金制度廃止（3月末）

(注) 年金確保支援法の趣旨は、将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長（2年→10年）することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行うこととしている。確定拠出年金法の一部改正により、企業型年金加入者は、自ら掛金を拠出（マッチング拠出）できることとなった（2012年1月施行）。

出所：厚生労働省・有識者会議配布資料「厚生年金基金等の現状について」（2012年4月13日）を基に筆者作成。

厚生年金基金は厚生年金保険の代行部分を国に返上し、プラスアルファ部分のみを確定給付企業年金へ移行することが可能となったが、この代行部分のことを指す。具体的には、厚生年金基金が、基金型または規約型の確定給付企業年金へ移行する場合、厚生年金基金は解散または消滅したものとしてみなされ、代行部分の支給義務を免れるとともに、代行部分の過去期間に係る積立金（最低責任準備金相当額）を国に納付することとなる（企業年金連合会のHP参照：<http://www.pfa.or.jp/yogoshu/ta/ta14.html>）。

7) 2001年10月に確定拠出型年金法が施行された。

制度へ移行しなければならないことになった。新たに同法令により、2002年4月に規約型企業年金と基金型企業年金の新しい制度が施行された。厚生年金基金は代行返上が認められ、返上後は確定給付企業年金に移行することとなった。

参考として、企業年金制度の推移を表1に掲載することとする。

3. 企業年金制度の仕組みと実態

(1) 企業年金制度の仕組み

企業年金の仕組み（種類と特徴）は表2のとおりである。なお、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度および小規模企業共済制度は、共済制度を利用して退職金や年金を準備する方法で、企業年金類似制度と呼ばれている。

表2 企業年金制度の仕組み（種類と特徴）

企業年金の種類	特 徴
確定給付企業年金 (規約型・基金型)	厚生年金基金の適用事業所の事業主が単独または共同で、確定給付企業年金法に基づいて実施する。規約型は、事業主が労使合意の下に年金規約を作成し、その規約に基づき、年金資産を管理・運用し、年金給付を行う制度である。基金型は、母体企業とは別の法人格を持った「企業年金基金」を設立したうえで、その基金が年金資産を管理・運用し、年金給付を行う制度である。
確定拠出年金（企業型）	企業は、労使合意に基づき加入者の範囲、掛金額の算定方法、給付の支給方法、運用商品の提示等を含む規約を定め、厚生労働大臣の承認を受けることが必要である。企業側からみると、期ごとの支払いで債務を精算するため退職給付債務の認識が不要となり、将来の追加負担がない、年金数理計算も必要ないという利点がある。一方で、コンスタントな拠出が求められる。加入者にとっては、自分名義の口座に拠出された資金を自己責任により運用することとなるが、転職する場合には自己の資産を転職先に確定拠出年金があれば持ち込むことができる（ポータビリティ）。また、自己の資産を常時正確に把握することができることなどの利点がある。
厚生年金基金	国が運営している厚生年金保険の老齢給付の一部を民間に移し、被保険者の老後について、厚生年金保険よりも手厚い年

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

	金を支給する目的で作られた制度である。給付が終身であること、法定の努力目標があることなど、年金としての実質が確保された制度である。しかし、昨今の運用難のため大半の基金が積立不足の状態にあり、企業の体力低下でこの不足を埋めることができなくなっており、その結果、解散する基金が増加している。
税制適格退職年金	企業が退職年金の支給を目的として、受託会社である信託銀行や生命保険会社、または全国共済農業共同組合連合会と契約して行う年金制度である。従業員が退職したときは、契約を結んだ金融機関から年金が支給される。ただし、確定給付企業年金法に基づく企業年金の整備に伴い、2002年4月以降、適格年金についての新規の設立は認められず、既存の適格退職年金は2012年3月31日までに他の退職給付制度に移行するか廃止することとなった。
自社年金	企業自体が年金のすべての管理運営をするもので、いわば退職金の分割払いとなる。自社年金は自由に制度を設計できるという利点はあるものの、税制上の優遇措置の適用がないこと、物価スライドへの対応が難しいことなどの欠点がある。
中退共（中小企業退職金共済）制度	中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と、雇用者を被共済者として退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる社外準備型の退職一時金制度である。従業員が中小企業退職金共済のある企業に転職した際、一定の要件の下に、加入期間を通算することができる。
特定退職金共済制度	民間の退職金共済事業で、市区町村、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会や、退職金共済事業を主な目的として設立された公益法人などが税務署長の承認を得て実施する制度である。
小規模企業共済制度	独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営し、個人事業主または会社等の役員が、廃業や退職をした場合にその後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度である。いわば「事業主の退職金制度」といえる。加入資格は、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主または会社等の役員など、一定規模以下であることが条件とされる。

出所：厚生労働省ホームページ「企業年金制度等」その他を基に筆者作成。

(2) 企業年金制度の実態

最近の企業年金制度の実態について、労務行政研究所の「2012年度退

職金・年金制度調査⁸⁾結果（以下、「調査結果」という。）を基に要点を述べることにしたい。

まず、退職給付（一時金・年金）制度については、1990年代後半以降、資産運用環境が悪化し、先述したとおり、2001年3月期から退職給付会計基準が導入され、退職給付積立不足の問題が大きな経営課題となった。

今後については、さらに新しい退職給付会計基準が2014年3月期から適用されることとなった。新基準では、企業年金積立不足の全額を貸借対照表に計上しなければならず、企業財務に与える影響は小さくないと考えられる⁹⁾。

調査結果によれば、2012年8月末における退職給付制度の有無について、集計（回答）企業214社の91.1%が「退職金・年金制度がある」ということである。また、規模別では、「退職金・年金制度がある」は

8) 調査対象は、全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,447社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）311社の合計3,758社である。ただし、持株会社の場合は、主要小会社を対象としたところもある。調査時期は、2012年9月10日～11月9日。集計対象は、前期調査対象のうち、回答のあった214社である（労政時報3838号30頁、2013年1月25日）。

9) 新基準の適用により、実際の企業の財務諸表に影響が出るのは連結貸借対照表である。2001年3月期から導入された従来の基準では、年金資産の運用損などから生じる会計上の積立不足は、企業の簿外債務として、決算書外の「注記」による開示にとどめている。そのため、従来の連結貸借対照表には年金の積立不足の全額が計上されない。これに対し新基準では、積立不足を連結貸借対照表上の「負債の部」に即時認識することを義務付けている。アメリカの会計基準や国際会計基準はすでに同様のルールを採用しており、日本も新基準によって国際的な会計基準の動向と足並みが揃うことになる。ただし、新基準の適用で連結貸借対照表の負債が増加すると、貸方項目で純資産が減少し、自己資本が減ることになる。多額の積立不足を抱える企業の中には、自己資本比率が低下するところも出てくるだろう（鈴木健一郎『新会計基準』が迫る企業年金の見直し』みずほ総研 Highlights Vol. 3 (2012.11.12)）。

(<http://www.mizuho-ri.co.jp/company/highlights/pdf/highlights121101.pdf>)

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

1,000人以上98.7%，300～999人95.7%，300人未満77.3%と、規模が大きいほど導入率が高く、300人未満では「退職金・年金制度もない」が22.7%と2割超を占めている。

さらに、退職給付制度の実施内容については、企業年金化していない退職一時金が59.5%，規約型（49.6%）と基金型（12.8%）を合わせた確定給付企業年金が58.5%で拮抗する結果となっている（複数回答）。以下、確定拠出年金が45.1%，厚生年金基金が12.8%といった状況である。また、中退共（中小企業退職金共済）制度（3.6%）や特定退職金共済制度（1.5%），企業独自の年金（自社年金）（0.5%）はわずかにとどまった。

次に、適格年金廃止後の移行状況では、「適格年金を採用していたが、廃止（移行）した」企業が73.4%と7割超を占めた。また、廃止後の退職金・年金制度の内容については、規約型確定給付企業年金へ移行が63.0%と6割を超え突出しており、基金型確定給付企業年金へ移行の6.7%を合わせると、約7割が確定給付企業年金に移行したことになる。一方、確定拠出年金へ移行は39.3%である（複数回答）。そのほかの移行先である中小企業退職金共済へ移行は3.0%，厚生年金基金へ移行は0.7%といずれも少ない。

さらに、確定給付企業年金について、69.2%と約7割が「正社員全員が入社と同時に加入」ということである。一方、確定拠出年金についても、「正社員全員が入社と同時に加入」とする企業が多く、68.6%に達していたということである。

ただし、自社の確定拠出年金については、90.0%が「課題・問題がある」と回答している。具体的内容としては（複数回答）、「社員の投資への意識啓発が進まず、元本保証の運用に片寄るため、予定するような給付額にならない」が最も多く70.8%となっている。それとともに、「社員に対しての投資教育が負担」も51.4%と半数超が挙げている。確定拠出年金は、従来の退職年金制度と異なり、社員自らが資産運用のリスク

を負うため、意識啓発や投資教育への労力は軽視できないと考える。また、原則60歳から給付のため「中途の引き出しができない」を挙げる企業も58.3%と6割近くに上る。確定拠出年金は、老齢給付の制度であるため、たとえ退職しても若い時に受給はできないという点も「課題・問題がある」一因になっている。こうした課題・問題点をクリアするためには、より利便性を高めて、加入者の利用がさらに拡大するように今後¹⁰⁾ 拠出限度額の一層の引上げや¹¹⁾ マッチング拠出の規制見直しなど制度見直しを進めていく必要があると考える。

10) 厚生労働省は2004年10月、2010年1月および2014年10月の過去3回にわたり、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げを行っているが、今後の一層の引上げが求められる。この拠出限度額は企業型年金の場合、現在、他の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金等）がある場合、月額27,500円（年額330,000円）、他の企業年金がない場合、月額55,000円（年額660,000円）となっている（確定拠出年金法施行令11条）。労務行政研究所の「調査結果」によると、各社が規約に定める掛金の上限額（拠出限度額）について分布をとったところ、他の企業年金がある場合は54.5%であるが、他の企業年金がない場合は68.2%が、法定の拠出限度額に集中していたとしており、企業側の限度額引上げに対するニーズは高いといえる。なお、個人型年金の場合では、自営業者等第1号被保険者の拠出限度額は月額68,000円であるが、国民年金基金への加入・付加保険料の納付があればそれと合算された金額が限度額となる。また、企業型年金や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合の従業員たる加入者の拠出限度額は月額23,000円である。

11) 2012年1月にマッチング拠出が解禁され、これまでは、掛金は企業が拠出する一定の額と定められていたが、加入者の意思で掛金を上乘せして拠出できるようになった。掛金は将来の年金額の原資であり、また、拠出時には掛金の全額が所得控除を受けられるため、加入者の享受できるメリットも大きい。しかし、現段階ではマッチング拠出が十分に活用できないケースもあり、規制の見直しが求められる（佐川あぐり＝森祐司「制度導入10年：確定拠出年金制度の課題」大和総研 Economic Report 6頁（2012年2月））。

4. 企業年金制度の運用体制と資産構成割合

まず、運用体制について企業年金は、担当者の一存で自由な売買を行っているのではなく、適切な運用体制を用意し、意思決定のプロセスを踏まえた運用実施が求められる。

制度運営は理事会（執行機関）・代議員会（意思決定機関）によって行われる。運用責任者として運用執行理事を置き、理事長を補佐する形で運用委員会を設置し、運用方針の決定や変更、運用報告の聴取などを行うのが一般的である。

また、政策アセットミックスや運用基本方針を定めるのも通常であり、¹²⁾個人の相場観による売買が行われることは基本的にない。また、専門家の第三者的知見を求め、必要に応じて運用コンサルティング等を活用することも広く行われている。¹³⁾

次に、企業年金の資産運用については、かつて運用機関は信託銀行と生命保険会社に限定されるとともに、5：3：3：2規制（国債等安全資産50%以上，株式30%以下，外貨建資産30%以下，不動産20%以下）に代表される厳しい規制の下に置かれていた。その後も1990年に投資顧問の参入が認められたものの、投資顧問が受託可能な資産は基金資産の一部に限定されるなど引き続き厳しい規制が続いた。そうした中、バブル崩壊後の低金利や株式の下落に伴い、生命保険の一般勘定の予定利率が1994年には5.5%から4.5%に、1996年には2.5%に引き下げられた。

12) 政策アセットミックスとは、長期かつ計画的な年金資金の運用において、政策的に決定される基本的資産配分比率のことで、基本ポートフォリオとも呼ばれるものである。政策アセットミックスは、その年金の長期的な運用の基本方針として、資産運用の計画、運用実務、その評価の各段階において重要なよりどころになるとともに、実際にポートフォリオを管理する運用者などにも提示されることになる。

13) 山崎俊輔「今後の企業年金のゆくえ～AIJ投資顧問事件と今後の展望～企業年金制度運営者（プランスポンサー）側から」日本FP学会第13回大会梗概集46頁（2012年）。

さらに、日米金融協議¹⁴⁾を契機とする金融自由化の流れの中で、規制緩和は徐々に拡大し、1997年には、5:3:3:2 規制や投資顧問に課せられていた各種規制は完全撤廃されることとなった¹⁵⁾。しかし、その後、資産運用の手法は多様化・複雑化し、また、金融資本市場の変動幅の拡大など、企業年金を取り巻く状況は大きく変化してきた。

5. 企業年金制度の運用の課題

以上述べたとおり、企業年金の運用をめぐる状況については、各種の規制が撤廃されることなど含めて以前より進歩した点がある一方、企業年金運用の短期志向や運用責任者の能力不足が指摘されるなど課題も少なくない¹⁶⁾。

まず、企業年金運用の短期志向については、企業年金の積立不足を企業の貸借対照表に表示することを義務付けた退職給付会計の影響が大きいといえる。

退職金には、一般に退職一時金と退職年金とがあり、従来、退職一時金については自己都合退職による期末要支給額の一定割合を「退職給与引当金」として計上する方法が採用されており、年金については掛金の拠出時に費用計上されていた。退職給付会計とは、これらの区別をなくし、退職時に見込まれる退職給付総額のうち、当期までに発生した金額の現在価値額を退職給付債務として算出し、退職給付債務から期末時

14) 日米金融市場作業部会の通称である。日米円・ドル委員会の解散後、日米間の金融問題をより多角的、具体的に協議していく目的で設置された。1990年5月、東京で開催された第2回日米金融協議では、日本の預貯金利自由化が最大のテーマとなり、その完全自由化のスケジュールをめぐり双方の意見が対立した経緯がある。

15) 現在では、資産配分（債券、株式等にどの程度投資するかなど）や運用機関の選定は、各企業年金の自己責任となっている。

16) 三好秀和編著『ファンドマネジメントの新しい展開—資産運用会社の経営と実務』67～68頁（東京書籍、2009年）（矢野朝水筆）。

点における年金資産の時価を差し引いた金額を「退職給与引当金」として計上するものとされている。¹⁷⁾

したがって、企業年金制度は本来長期の制度であり、長期的視点に立つて運用すべきであるにもかかわらず、単年度の運用結果を最優先する運用に傾斜しがちで、結果的に長期的なリターンを失うことになりかねない。

次に、運用責任者の能力不足については、頻繁な人事異動などにより人材が育たず、素人の思い込みや受託機関への丸投げに陥りがちの傾向がある。運用責任者の資質の一層の向上が求められている。また、運用の責任と権限が一致せず、運用の重要事項が企業年金の責任者とは別のところで事実上決定されるケースが少なくないため、運用担当者の権限と責任（受託者責任）の明確化が求められる。

17) わが国で退職給付会計が設定された理由の一つは資本市場の国際化を映して会計基準の国際的調和が求められ、様々な基準について改正が行われたことである。すなわち、会計ビッグ・バンと呼ばれる一連の動きの中で退職一時金、年金などの退職給付に関してもアメリカの年金会計基準(SFAS87: Statement of Financial Accounting Standards No. 87)や国際会計基準(IAS19: International Accounting Standard No. 19)と基本的に同じ概念に基づく退職給付会計が導入されたことである。二つ目は、バブル崩壊以降、年金制度の積立不足が深刻化し、「隠れ債務」である年金の積立不足を企業の財政状態に反映させるべきとの声が高まったことである。この他、退職一時金と年金の会計処理を統一すべきという意見があったことなどが退職給付会計設定の背景として挙げられる。なお、退職給付会計については、先述のとおり、企業会計基準委員会から新しい退職給付会計基準が公表され、2013年度末(2014年3月期)の決算から、これまで貸借対照表上で未認識とされていた部分を貸借対照表上に反映させることや退職給付債務の算定方法についてより実態に即した割引計算を行うことなどが実施されることとなった(退職給付会計については、三菱UFJ信託銀行の用語解説(http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/yougo_kensaku/column/column_02.html), その他資料を参照)。

Ⅲ. AIJ 年金資産消失事件とリスクマネジメント

1. AIJ 年金資産消失事件

(1) AIJ 年金資産消失事件の推移

AIJ 年金資産消失事件とは、AIJ 投資顧問会社が全国の厚生年金基金から預かった資産のほとんどを失い、それが2012年初めに発覚した事件である。単に運用に失敗したというのではなく、AIJ は運用成績をごまかして運用を受託してきたとされる。

AIJ については、証券取引等監視委員会が2012年1月より実施している検査の過程で、AIJ において投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じている旨を関東財務局（財務省）に連絡した。これを踏まえて、関東財務局はAIJ に対し、金融商品取引法56条の2第1項に基づく報告を要求した。その結果、AIJ は、顧客との間で締結した投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用について、証券取引等監視委員会の検査を通じて疑義が生じており、現時点で毀損額・毀損原因は精査中であるものの、投資家に現在の運用状況を説明できない状況にあると回答した。関東財務局は、こうした事実は、「投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき」（金融商品取引法52条1項8号）に該当すると認められることから、AIJ に対し、金融商品取引法52条1項および同法51条の規定に基づき、それぞれ行政処分¹⁸⁾を行った。以下、表3にAIJ の年金資産消失事件発覚以後の主な推移を示

18) AIJ の年金資産消失事件発覚以前についてのAIJ の大まかな推移を示すと以下のとおりである。

AIJ の前身会社は、1989年4月に設立し、投資顧問業を登録した。2002年6月に英領ケイマン諸島で私募投資信託を登記し運用を開始した。2004年7月、前身会社よりAIJ へ商号変更し、投資一任業者となる。2007年9月、金融商品取引法の下、投資運用業者として再登録する。その後、AIJ は順調に受託残高を増やし、2008年、企業年金専門誌「年金情報」のアンケート調査の結果、顧客満足度ランキングで首位になるもリーマンショッ

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

すこととする。

表3 AIJ年金資産消失事件発覚以後の主な推移¹⁹⁾

年月日	概要
2012.2.24	関東財務局（財務省）が、AIJに対して行政処分（業務停止命令と業務改善命令）を実施した。
2012.2.28	厚生労働省は、AIJに運用を委託していた厚生年金基金等について現時点で把握している実態に関する資料を公表した。2010年末時点で、84基金、1,852.6億円がAIJに運用委託されていたことが判明した。
2012.2.29	金融庁は、AIJに対して発出した行政処分（2012年2月24日付）に関し、投資一任業務を行う全ての金融商品取引業者に対し一斉調査を実施すると発表した。
2012.3.5	厚生労働省は、AIJ問題対策特別プロジェクトチームを設置した。
2012.3.14	厚生労働省は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」を設置し、第1回会合を開催した。
2012.3.22	証券取引等監視委員会は、AIJについて、検査の結果、投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為などの法令違反の事実が認められたため、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法20条1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。
2012.3.23	・関東財務局は、AIJに対して行政処分（登録取消と業務改善命令）を実施した。

クが発生し、年金財政の悪化が生じるなどを背景に、2009年春頃には実質的に経営破綻していた（日本経済新聞、その他報道資料等を参照）。

19) 表3では、警視庁の捜査終結までの推移を示しているが、その後、AIJ年金資産消失事件で、詐欺と金融商品取引法違反（契約の偽計）の罪に問われた前社長浅川被告ら3人の控訴審判決で、東京高裁は2015年3月13日、懲役15年の一審東京地裁判決（2013年12月18日）を支持し、弁護側の控訴を棄却した。浅川被告ら3人は一審と同様、詐欺罪について「だますつもりはなかった」と無罪を主張していた。裁判長は「大規模で社会的影響も大きい犯行を繰り返した責任は重い」として被告側の控訴をいずれも棄却した。裁判長は判決理由で「詐欺の故意に欠けるところはない」などとしたうえで「会社の延命を図るといふ身勝手な理由で犯行を繰り返し、量刑が重すぎて不当とは言えない」と指摘した。浅川被告が控訴審で「約22億円を弁償する」と表明していた点については「弁償の実現可能性が不明で、現段階では量刑判断を揺るがすほどの影響はない」とした（事件番号、平成26年（う）第243号）（日本経済新聞（朝刊）、2015年3月14日）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会は、AIJに強制調査を実施した。 ・関東財務局は、ITM（アイティーエム）証券に対し行政処分（業務停止命令と業務改善命令）を実施した。
2012.3.27	衆議院財務金融委員会は、AIJ 浅川社長など参考人から意見を聴取した。
2012.4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」第1回会合を開催した（全8回）。 ・衆議院財務金融委員会は、AIJによる年金資産運用問題について、関係者に証言を求めた。
2012.4.24	民主党財務金融部門年金積立金運用のあり方及びAIJ問題等検証WTは、「AIJ問題再発防止のための中間報告」を公表した。
2012.6.13	自民党「AIJ問題プロジェクトチーム」改革案を決定した。
2012.6.19	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会は、金融商品取引法違反（投資一任契約の締結に係る偽計）の嫌疑で、AIJほか関係先に対する強制調査を実施した。 ・警視庁は、AIJ 浅川社長ら4人を詐欺容疑で逮捕した。
2012.7.6	厚生労働省は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書を公開した。
2012.7.9	証券取引等監視委員会は、金融商品取引法違反（投資一任契約の締結に係る偽計）の嫌疑で、嫌疑法人AIJおよび嫌疑者3人を東京地方検察庁に告発した。
2012.10.4	警視庁は、AIJ 浅川社長らを追送検した。立件総額は248億円に上り、警視庁の捜査は終了した。

出所：財務省、厚生労働省および金融庁等の報道発表資料，その他ホームページ等を基に筆者作成。

(2) AIJ 年金資産消失事件の問題点

AIJは、税制のメリットを生かすという理由でタックスヘイブン（tax haven）²⁰⁾の外国籍の私募投資信託のスキームを悪用し、国内信託銀行か

20) タックスヘイブンとは、税制上優遇措置が与えられている国や地域のこと、租税回避地と呼ばれることも多い。現在の国際金融取引においては、租税負担の軽減を目的として、多くの資金がタックスヘイブンを經由して動いているが、その一方で、タックスヘイブンを利用した租税回避スキームに対して各国は、いわゆるタックスヘイブン対策税制を整備してこれに対抗しようとしている。タックスヘイブン対策税制は、1978年度税制改正により導入され、現在では、一定の軽課税国に存在する外国子会社等を

ら外国信託銀行へ資産を移し、系列運営管理会社を巧みに活用し運用状況を偽装、虚偽の運用報告を国内信託銀行や企業年金事務局に送付することで、運用の実態を隠し続けたものとみられている。

AIJは、顧客に対し、運用開始以来、最大で240%の利回りを確保していると説明してきたが、2012年1月下旬の証券取引等監視委員会の検査により、運用資産の大部分が消失していることが判明した。AIJは、2002年頃に本格運用を開始し、株価オプションの売りなどで、相場変動に左右されずに安定して高い収益を上げる絶対収益の獲得を目指す運用戦略を掲げ、受託資産を急速に増やしてきた。顧客の大半はトラック業、建設業、電気工業など地域の中小企業がつくる総合型の厚生年金基金であるが、一部は大企業の企業年金も顧客になっており、2011年9月末時点で、124の企業から1,984億円の資産を受託していた。²¹⁾

AIJ年金資産消失事件の問題点は、虚偽の運用報告を行い、信頼を損なったことであるが、さらに問題の本質は、委託者および財産の保全・管理の責任を負う信託銀行が投資顧問会社の運用の失敗の虚偽記載を2002年から2012年の業務停止まで長期にわたり発見できず被害を拡大したところにあると考える。²²⁾

「特定外国子会社等」とし、その所得を、当該会社等の一定の持分を有する内国法人（および居住者）の所得に合算して課税を行う制度となっている（租税特別措置法66条の6第1項）。なお、2010年度税制改正において、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆるタックスヘイブン対策税制）等について、一部見直し（例えば、特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（トリガー税率）の「25%以下」から「20%以下」への引き下げ、適用除外基準の見直し、資産性所得合算課税制度の導入など）が行われた。

21) 日本経済新聞電子版（2012年2月24日）。

(http://www.nikkei.com/news/print-article?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXNNS21NK01...)

22) 三好秀和「AIJ投資顧問事件の構造的研究」『立命館ビジネスジャーナル』

また、AIJ 事件を契機として、厚生年金基金の資産運用責任者の専門性・経験不足や旧社会保険庁（現日本年金機構）出身者の厚生年金基金天下り問題が指摘されている²³⁾。これに関連して、厚生労働省年金局長通知により定められている「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正²⁴⁾が行われた。一部改正の中には、リスク管理に重点を置くことや運用の基本方針におけるコンプライアンス（法令及び運用ガイドラインの遵守状況）等の内部統制体制等の追加などが含まれているが、厚生年金基金は年金積立金の運用機関であり、理事長や運用担当理事は、厚生年金基金に対して受託者責任（善管注意義務・忠実義務）を負っている者として、本来は運用に関する専門性を有していなければならないとのガバナンスの仕組みが構築されている。したがって、官庁による行政指導的なガイドラインに依存するだけでなく、厚生年金基金の加入者が理事長や運用担当理事の受託者責任を追及しやすくなるような制度を整備し、厚生年金基金のガバナンスの自浄機能を適切に発揮させることが望ましい²⁶⁾と考える。

2. 厚生年金基金の資産運用規制とリスクマネジメント

2012年2月の AIJ 年金資産消失事件の発覚を受け、企業年金、とりわけ厚生年金基金における資産運用のあり方が大きく問われた。その後、

ル』Vol. 7, 14頁（2013年1月）。

23) 読売新聞「社説」（2012年3月25日）、日本経済新聞「社説」（2012年3月26日）等参照。

24) 2012年9月26日年発第0926第4号。

25) 例えば「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」では、「理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない」と規定している（1997年4月2日年発第2548号）。

26) 松尾直彦「AIJ 投資顧問事件の本質」Asahi Judiciary（2012.4.4）。
(<http://astand.asahi.com/magazine/judiciary/outlook/2012040300005.html>)

有識者会議において資産運用規制に関する方向性が示されるとともに、同年9月には当該方向性に沿った改正省令・通知が交付・発出され、2013年4月より本格的に施行されることとなった。

以下、厚生年金基金の運営におけるリスクマネジメントとして、有識者会議における資産運用規制の見直しおよび再発防止策を中心に述べることにしたい。

(1) 資産運用規制の基本的な考え方

有識者会議において、資産運用の手法が多様化、複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなる中で、公的年金の一部である代行部分を含めた年金給付等積立金を安全かつ効率的に運用していくとの観点から、今後の基金の資産運用規制については、以下のような基本的な視点に立った見直しを行う必要がある²⁷⁾としている。

- ① 善管注意義務や忠実義務といった厚生年金基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨を改めて徹底していくこと
- ② 厚生年金基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、厚生年金基金の資産管理運用体制を強化すること
- ③ 外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること

基本的な視点に立った見直しは、以上のとおりであるが、さらに、年金給付等積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、厚生労働省の厚生年金基金に対する指導・監督はもとより、金融行政においてもAIJ問題のような不祥事の再発防止の努力や運用受託機関に対する適切な検査・監督等を行うことが不可欠であり、企業年金行政を所管する厚

27) 「有識者会議」報告書2頁。(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html)

生労働省と金融行政を所管する金融庁等との連携をより一層強化していく必要があるとしている。

(2) 厚生年金基金の資産運用規制の見直し

具体的な資産運用規制の見直しの方向性としては、①受託者責任の明確化、②厚生年金基金の資産管理運用体制の強化、③外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化がそれぞれ掲げられている。

まず、①については、分散投資の徹底と忠実義務の徹底が掲げられ、②については、運用受託機関の選任・評価、基金のガバナンス・情報開示、資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上が、③については、資産運用委員会、運用コンサルタント、行政による事後チェックの強化がそれぞれ掲げられている。

参考までに、有識者会議報告における資産運用規制の見直しの方向性を表4にまとめて示すこととする。

(3) 年金資産消失リスク再発防止のリスクマネジメント

AIJによる年金資産消失事件を踏まえ、金融庁は再発防止策案²⁸⁾を発表した。

これによると、①第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み、②顧客（厚生年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み、③不正行為に対する牽制の強化、④投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直しの4点を再発防止策案としてとりまとめた。

28) 金融庁「AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）」（2012年9月4日）。(<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120904-2.html>)

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

表 4 有識者会議報告における資産運用規制の見直しの方向性

論 点	コ メ ン ト
受託者責任の明確化	<p>① 分散投資の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債券、株式等の種類ごとの配分割合を定めた「政策的資産構成割合」の策定義務化 ・ 特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資に関する基金としての方針の明確化 ・ 各基金の運用基本方針の行政への届出義務化、「年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書」の記載事項や様式の見直しおよび行政監査等への活用、厚生年金保険の被保険者全体への情報開示 <p>② 忠実義務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員倫理規定に準拠した基金役職員の職務に関する倫理規定の制定
厚生年金基金の資産管理運用体制の強化	<p>① 運用受託機関の選任・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の受託者責任ガイドラインの充実化（定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセスなどに関する着眼点の追加、オルタナティブ投資に係るチェック項目の追加など） <p>② 厚生年金基金のガバナンス・情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代議員会や加入員、事業主等に対する資産管理運用業務の執行状況のチェックの追加 ・ 厚生年金基金の監事監査規定の見直し、監査結果の代議員会への報告義務化 <p>③ 資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の資産運用関係者に対する資産運用関連研修の受講義務化 ・ 代議員会等への研修取組状況の報告
外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化	<p>① 資産運用委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用業務に関する専門知識・経験を有する者を構成員に追加 ・ 資産運用委員会の会議録の作成・保存、理事会や代議員会への報告 <p>② 運用コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用コンサルタントへの金融商品取引法上の投資助言・代理業登録義務化 ・ 運用コンサルタントと運用受託機関との関係で利益相反の有無の確認 <p>③ 行政による事後チェックの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省が策定する監査要綱の見直し ・ 上記監査結果の代議員会への報告

出所：厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書（2012年7月6日）を基に筆者作成。

まず、①の第三者によるチェックについては、投資一任業者が厚生年金基金などからの受託資産にファンドを組み入れる場合、投資一任業者には、(i) 厚生年金基金などの資産を管理する国内信託銀行がファンドの基準価額を算出者（アドミニストレーター等）²⁹⁾ から直接入手できるようにすること、(ii) 投資対象を外部監査が実施されるファンドに限定し、かつ国内信託銀行がファンドの真正な³⁰⁾ 監査報告書を入手できるようにすること、(iii) 顧客に交付した運用報告書に記載した基準価額を国内信託銀行にも送付すること、を義務付ける。一方、国内信託銀行には、ファンドの基準価額と真正な監査報告書、運用報告書に記載の基準価額を、それぞれ突き合せた結果を顧客に通知する体制整備を義務付けること、とした。

次に、②については、投資一任業者等³¹⁾ は、顧客が問題を発見しやすくなるため、運用報告書等の記載内容の充実を図ることで、具体的には、³²⁾

29) 基準価額とは、日々算出される投資信託の価額のことをいう。基準価額は、信託財産の時価評価額である純資産総額を受益権の総口数で除して算出される価額であり、口数当たりのファンドの時価評価額を表す。当初設定が1口=1円のファンドの場合は通常、10,000口当たりで表記される。なお、口数とは投資信託の受益権の単位で、購入したり、売却したりするときの取引単位である。

30) 「真正な」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令改正案130条1項15号ハ(1)から(3)までのいずれかの措置を講じることにより改ざんの余地がないと思われる監査報告書等が信託会社等に届くようにするというものである。ただし、本号ハ(1)から(3)までに掲げるいずれかの措置が取られている場合であっても、監査報告書等が改ざんされていることを認識した場合には、投資運用業を行う金融商品取引業者等としての善管注意義務に基づいた措置をとることが必要な場合もあると考えられる（金融庁『「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」18頁（2012年12月13日）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html>)

31) 投資一任業者等とは、投資一任業者、信託銀行、生命保険会社（運用実績連動型保険契約に係る業務に限る）をいう。

32) 運用報告書等とは、信託銀行の「信託財産状況報告書」、生命保険会社

(i) 運用資産に組み入れるファンドのスキーム構成や、基準価額の算出方法、外部監査の有無などの事項を拡充すること、(ii) 厚生年金基金への運用報告書等の交付を少なくとも四半期に一度とすること、(iii) 厚生年金基金が「プロ」の特定投資家になるための要件を限定すること³³⁾、(iv) 投資一任業者等は、顧客に分散投資義務違反が生じる恐れを把握した場合に、顧客に通知させること、とした。

また、③については、不正行為による罰則も、運用報告書等の虚偽記載、勧誘の際の虚偽告知、投資一任契約締結の偽計について、それぞれ強化することで、具体的には、(i) 運用報告書等の虚偽記載は、現行の懲役6カ月以下・罰金50万円以下（法人重課なし）を懲役3年以下・罰金300万円以下（法人重課3億円）とすること、(ii) 勧誘の際の虚偽告知は、現行の懲役1年以下・罰金100万円または300万円以下（法人重課なし、または2億円）を懲役3年以下・罰金300万円以下（法人重課3億円）、(iii) 投資一任契約締結の偽計は、現行の懲役3年以下・罰金300万円以下（法人重課3億円）を懲役5年以下・罰金500万円以下（法人重課5億円）とすること、とした。

さらに、④については、投資運用業者等に対する規制・監督・検査のあり方も見直すことで、具体的には、(i) 組み入れファンドのスキーム構成など事業報告書の記載事項を拡充すること、(ii) 投資一任業者

の「資産の運用状況を記載した書面」をいう。

33) 現在、厚生年金基金が「特定投資家になりたい」と申し出た場合、投資一任業者は「顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不相当」でない限り、承諾できることとされている。この点について要件を限定するということである。なお、厚生労働省の2012年3月時点の調べでは全国の558の厚生年金基金のうち106の基金がプロということである（「厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果」（以下、「調査結果」という。）（概要版）2頁）。ファンドマネジャーなどが在籍する基金は少なく、大半の基金は業者による詳細な商品説明が義務となる「一般投資家（アマ）」になる見通しである（日本経済新聞（朝刊）2013年4月13日）。

を対象に実施した一斉調査を踏まえて、監督方針に必要な追加を行うほか、当局が把握したリスクに応じて、濃淡のあるオフサイト・モニタリング³⁴⁾を継続するなど、投資一任業者のリスクを踏まえた実効性のある監督を実施すること、(iii)年金運用ホットラインを開設するなど、年金運用に関する情報収集・分析体制を強化すること、など検査・監督の強化のための体制を整備すること、とした。

以上のとおり、年金資産消失のリスクマネジメントとして、監督官庁の検査機能の強化、金融商品取引法等の罰則強化など金融庁の再発防止策案を実施することにより投資顧問会社の虚偽の報告は難しくなると思われる。

しかし、規制強化によりコストがかさめば年金加入者の負担が増える恐れがあることは否定できないが、一方、専門的知識の不足する年金基金ほど外部の第三者知見を活用する意義があることを踏まえて、今後、

34) オフサイト・モニタリングとは、金融庁(監督局)が金融機関へのヒアリングや報告・資料の徴求を行うことである。オフサイト・モニタリングに対して金融庁(検査局)が金融機関への立入検査を行うことをオンサイト・モニタリングという。金融庁の監督・検査基本方針については「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」(2014年9月)参照。(http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf)

35) 厚生労働省の「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」では、「運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる」としている。AIJ事件に関連して、年金コンサルティング会社の多くは、以前からAIJへの疑念を示していたとされる。AIJが示した運用手法と運用結果に関連性が認められないこと、あるいはAIJの情報開示体制が消極的であり健全性が評価できないことなどから、企業年金の運用対象として不相当としていた。AIJの営業だけを判断材料とせず、にコンサルティング会社に意見を求めていれば今回のトラブルは回避できた可能性が高い(山崎・前掲注13)51頁)と考えられる。厚生年金基金のコンサルタント採用率は2012年3月1日現在27%と低い(「調査結果」(概要版)7頁)が、適切な運用コンサルタントの活用は今後の重要な課題と

外部チェック機能の活用によるリスク回避策も検討する必要があると考
える。

Ⅳ. 年金制度改正法の施行

1. 年金制度改正法施行までの経緯

2012年2月に発覚したAIJの問題を契機に、企業年金の在り方に関す
る議論が行われた。AIJ問題の多くが総合型³⁶⁾の厚生年金基金で発生して
いることに加えて、公的年金の一部を代行している厚生年金基金の財政
問題が、最終的には公的年金の財政に影響を与えるのではないかと、との
懸念があること、さらには、AIJ問題に限らず、積立不足の問題は、もっ
と広範囲に及ぶとの認識の下で議論が展開された。また、現在の厚生年
金基金の大半が総合型であり、加入事業所には小規模な企業が多いため、
これらの企業が他の企業年金等を導入しやすくするための改善策の必要
性などを含めて厚生年金基金の見直しが論じられた。

このようにして、厚生年金基金制度の見直し等を柱とした年金制度改
正法（「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険
法等の一部を改正する法律」）が2013年6月19日可決・成立し、同年
6月26日付で年金制度改正法が公布され、2014年4月1日より施行され
た。

年金制度改正法施行までの経緯を表5に掲載することとする。

2. 厚生年金基金制度見直しの概要

年金制度改正法では、厚生年金基金制度について、他の企業年金制度

いえる。

- 36) 厚生年金基金には、設立形態として、単独型（企業が単独で設立）、連
合型（主力企業と関連企業で設立、主力企業の関連企業で設立、等）およ
び総合型（業界団体や健康保険組合等を母体として共同で設立）があり、
総合型は主に中小企業が共同で設立している。

表5 年金制度改正法施行までの主な経緯

年月日	概要
2012.2.24	関東財務局（財務省）は、AIJに対して1カ月の業務停止命令と業務改善命令を下した。
2012.4.13	厚生労働省は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」を開催した。
2012.7.6	厚生労働省は、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書を公開した。
2012.9.28	厚生労働省は、特別対策本部において厚生年金基金の代行制度の廃止方針等を決定した。
2012.11.2	厚生労働省は、厚生年金基金制度に関する専門委員会を開催した。また、基金制度を10年間で廃止することを柱とした試案を検討した。
2013.2.8	厚生労働省は、厚生年金基金制度に関する専門委員会で議論が行われてきた「厚生年金基金制度の見直しについて」（試案）に関する意見のとりまとめを公表した。
2013.6.19	年金制度改正法（「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」）が国会において可決・成立した。
2014.3.24	厚生年金基金制度の見直しに関する政省令・告示の公布、通知改正が行われた。
2014.4.1	年金制度改正法が施行された。

出所：財務省、厚生労働省および金融庁等の報道発表資料，その他ホームページ等を基に筆者作成。

への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うこととしている。基本的には厚生年金基金制度の廃止を促す法改正であるので、解散および他制度への移行については要件が相当緩和されている。厚生年金基金制度見直し（厚生年金保険等の一部改正）の概要は以下のとおりである。

- ① 施行日（2014年4月）以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し³⁷⁾、分割納

37) 特例解散制度の見直しとしては、最低責任準備金（代行部分の債務）の精緻化（全基金対象）、最長納付期間の延長（15年→30年）、分割納付期間

付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。

- ③ 施行日から5年（2019年4月）以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- ④ 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例³⁸⁾を設ける。

厚生年金基金制度見直しの概要は以上のとおりであるが、今回の法改正を受けて、それぞれの厚生年金基金では、存続する、公的年金の代行を返上して確定給付企業年金に移行する、または、解散するという、いずれかの検討をすることとなった。

例えば、加入企業の検討課題としては、厚生年金基金が存続する場合や確定給付企業年金に移行する場合には、①そのまま加入を継続するか、脱退するか、②脱退する場合には、独自の企業年金を再建するかどうか、退職金制度として復活するかどうか、③中退共へ加入するかどうか（ただし、加入の条件を満たす必要がある）、などを検討することになる。また、厚生年金基金が解散する場合には、①独自の企業年金（確定給付企業年金、確定拠出年金）を再建するかどうか、退職金制度として復活するかどうか、②中退共へ加入するかどうか（ただし、加入の条件を満たす必要がある）、などを検討することになる。³⁹⁾

中にかかる利息の固定化、返済期間中に他の事業所が経営破たんした場合の連帯債務の廃止などが挙げられる。

38) 例えば、上乘せ資産を事業所単位で既存の他制度（確定給付企業年金、確定拠出年金、中退共）へ移行できる仕組みの創設、移行後の確定給付企業年金における積立不足の償却期間の延長（最長30年）、確定給付企業年金の制度設計要件および手続きの簡素化、確定拠出年金の手続きの簡素化などが挙げられる。

39) 藤井康行 「厚生年金基金の制度改正と加入企業の課題」 7～8頁（日本有限責任監査法人、2014年）。

(<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/.../2014-07-16.pdf>)

参考として、「厚生年金基金制度改革の基本構造」(図1)および「上乗せ部分の受給権を保全するための措置」(図2)を29~30頁に掲げることとする。

3. 厚生年金基金制度廃止後の企業年金制度

厚生年金基金制度廃止後の企業年金制度として、今後は確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等に移行してくために、2014年4月の法改正で企業年金制度の設立条件や年金給付の弾力化等の措置を講じている。

また、社会保障審議会企業年金部会(以下、「社会保障審議会」という。)で、今後、さらに企業年金制度に移行しやすくするために確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の見直しを行っている。見直しの具体例として、特に中小企業における企業年金の実施率が低下傾向にあることから確定給付企業年金および確定拠出年金⁴⁰⁾に関しては以下の対策を講ずることが適当であると提言している。

①確定給付企業年金関係

年金制度改正法の施行とあわせて実施が可能となった受託保証型DB(受託保証型確定給付企業年金)⁴¹⁾について、実施状況を踏まえつつ、更

40) 社会保障審議会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」4頁(2015年1月)。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071552.html>)

なお、社会保障審議会の提言を踏まえて、2015年4月3日に確定拠出年金法の改正法案(「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」)が国会に提出された。改正の目的は、「働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため」とされている。

41) 受託保証型DBとは、年金制度上の債務の額が年金資産の額を上回らないことが確実に見込まれる(保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれる)確定給付企業年金のことをいう。受託保証型DBについては、厚生年金基金改正と同時に適用対象を拡大し、より中小企業に使いやすく、負担を軽減したところである。負担軽減の概要は次のとおり

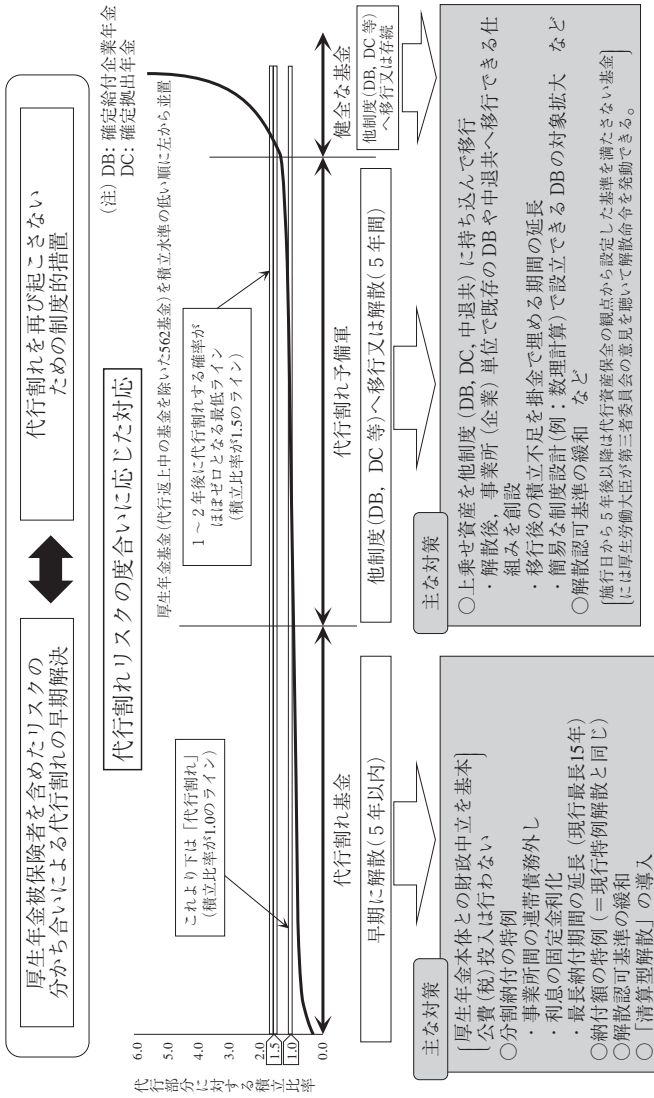
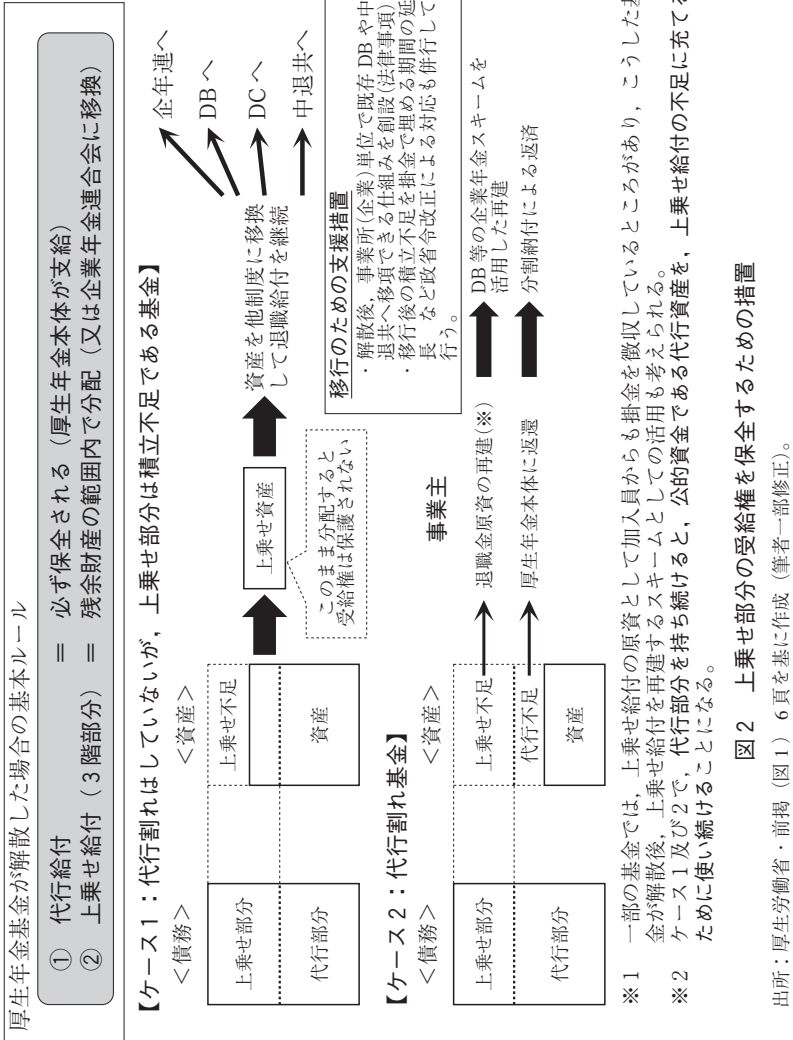


図1 厚生年金基金制度改革の基本構造

出所: 厚生労働省「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律について」(概要) 3頁を基に作成(筆者一部修正)。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/.../kaisei01.pdf>)



なる普及・拡大のため、関係機関と調整しつつ、手続きの緩和等を進める。

②確定拠出企業年金関係

(ア)中小企業が確定拠出企業年金を実施する場合、投資教育の負担が重いことから、投資教育について企業年金連合会や商工会議所など公的団体への事務委託を通じて共同実施することを可能とする。

(イ)手続き等を簡素化するとともに、事務手続きを金融機関が行うことを可能とする簡易型 DC（簡易型確定拠出企業年金制度⁴²⁾）を導入する。

(ウ)企業年金の実施が困難な中小企業において、企業年金を実施せずとも従業員福祉を行いやすくし、個人の老後所得保障を充実させる観点から、個人型 DC（個人型確定拠出企業年金）への小規模事業主掛金納付

である。①簡便な方法による掛金・債務計算が可能であること、②掛金計算の基礎を示した書類の提出が不要であること、③運用の基本方針の作成が不要であること、④事業報告書の一部事項の記載が不要であること、⑤貸借対照表、損益計算書の記載が不要であること（第8回社会保障審議会参考資料「企業年金等の普及・拡大 中小企業向けの取組」2014年9月11日、15頁）。（<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000057730.pdf>:1882KB）

なお、受託保証型 DB は2015年1月より生命保険会社より引き受けが行われている。

42) 簡易型 DC 制度は、拠出額や対象者等をあらかじめ固定された制度とすることで、アメリカの SIMPLE (Savings Incentive Match Plans for Employees) ・ 401(k) 等を参考に、設立時に必要な書類等を削減するといった設立手続きを大幅に緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とすることが考えられる。簡易型 DC の利点は次のとおりである。①導入時に必要な書類を「規約案」・「厚生年金適用事業所確認書類」・「労働組合等の同意」と大幅に簡素化し、書類の作成から行政への提出等の事務処理を金融機関が実施可能であること、②あらかじめ固定された制度に応じた運営コストを抑えた制度運営であること、③投資教育の共同実施を組み合わせることで更に事務負担を軽減できること（第8回社会保障審議会参考資料、前掲注41）30頁）。

制度を創設する。

中小企業向けの取組みの概要は以上のとおりであるが、手続きの簡素化等の対応については、中小企業に限らず企業全般に有効であると考えられることから、今回の制度見直しの状況を踏まえつつ、将来的には企業全般にも拡大する方向で検討するべき⁴³⁾と考える。

なお、見直しの具体例として社会保障審議会は、中小企業向けの取組みのほかに柔軟で弾力的な給付設計⁴⁴⁾、ライフコースの多様化への対応⁴⁵⁾、確定拠出年金の運用改善の促進⁴⁶⁾、企業年金のガバナンス等⁴⁷⁾を挙げている。

43) 社会保障審議会、前掲注40) 4頁。

44) 柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきであるとしている（社会保障審議会、前掲注40) 5頁）。

45) ライフコースの多様化への対応については、①個人型確定拠出年金の加入対象拡大、②ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充の2つを挙げている。まず、①では、労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、現在、個人型確定拠出年金に加入することができない第3号被保険者、企業年金加入者・公務員共済等加入者について、個人型確定拠出年金への加入を検討すべきであると提言している。次に、②では、制度（確定拠出年金、確定給付年金、中退共）間のポータビリティについては、現場のニーズを踏まえつつ、各々の制度が税制上の優遇措置を受けている固有の考え方を考慮した上で、拡充すべきであると提言している（社会保障審議会、前掲注40) 5～6頁）。なお、上掲ライフコースへの多様化についても、確定拠出年金法の改正法案（2015年4月3日）の中に盛り込まれ、個人型確定拠出年金の加入対象拡大の施行期日は2017年1月1日とされた。

46) 確定拠出年金の運用改善の促進については、現在、加入者が自らの運用状況等について把握していないことが多く、確定拠出年金の運用自体を困難に感じている者も一定数おり、引いては中小事業主を中心に制度導入を躊躇する要因となっている状況に対処するための対策として、①加入者の投資知識等の向上、②運用商品提供数の見直し促進、③長期の年金運用として適切な運用方法の促進を挙げている（社会保障審議会、前掲注40) 6～10頁）。

また、日本経済団体連合会も「多様で柔軟な企業年金制度の構築に向けて」⁴⁸⁾において、制度見直しの必要性から、⁴⁹⁾具体的な見直し案として、⁵⁰⁾
①多様な制度設計を可能とする確定拠出年金の実現、②円滑な制度間移
⁵¹⁾行、③中小企業への年金の普及、④個人型確定拠出年金の再検討、⑤⁵³⁾グ

47) 企業年金のガバナンスについては、企業年金制度が長期にわたり適切に運営されるため、①組織・行為準則、②監査、③資産運用ルール、④加入者への情報開示について制度を健全に運営するための体制の整備等（企業年金のガバナンスの確保）が行われることが必要であると述べている（社会保障審議会、前掲注40）10～12頁）。

48) 日本経済団体連合会（2014年9月16日）。

(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/077.html>)

49) 制度見直しの必要性の背景としては、①企業活動を取り巻く環境変化への対応、②制度間のイコールフットイングの確保、③多様な働き方への対応の3つを挙げている。

50) 具体的な項目として、①拠出限度額の大幅な引き上げ（確定給付年金型の年金制度を実施している場合に半減する制約の撤廃、現行（月5.5万円）からの引上げ）②脱退一時金の受取り要件の見直し、③運用商品除外手続きの緩和、④マッチング拠出の完全自由化の4つを挙げている。

51) 現在、確定給付年金、確定拠出年金や関連制度間の相互の移行措置について煩雑な手続きを求められる等、円滑な対応が難しいことから企業労使の現場の実情を踏まえ、確定給付年金における個人単位での権利義務移転・承継での手続きの簡素化や、適用事業所単位ではなく労使合意に依拠した制度間移行に係る手続きの容認などが求められるということである。

52) 現在、企業年金に加入する厚生年金加入者は4割強にのぼるが、従業員規模別で見ると、近年、中小企業における企業年金の実施率が確定給付年金での追加拠出リスクや運営コスト、確定拠出年金では事務負担や投資教育の負担の大きさから低下している。そこで財政検証等の手続きを簡素化した確定給付年金の導入や、確定拠出年金における加入者による商品選択を容易にするための処置、さらには確定給付年金、確定拠出年金における運営事務の共同化など、中小企業の運営コストを極力抑えられる新たな仕組みが求められるということである。

53) 幅広い現役世代が参加できる仕組みを目指して、老後所得の確保を図る観点から、政策的支援のあり方を含め個人型確定拠出年金の抜本的な見直しを中長期的に検討すべきと提言している。また、その参考として、ドイツのリースター年金（補足的な老後保障制度）やアメリカのIRA（Individual

ローバル化への対応、⁵⁴⁾⑥その他税制・現行制度の改善⁵⁵⁾を提言している。

4. 企業年金制度の今後の課題

前述の社会保障審議会は、企業年金制度等の普及・拡大に向けた今後の検討課題として主に①企業年金制度等における拠出時・給付時の仕組みのあり方、②企業年金制度等に関する税制のあり方の2つを挙げている。⁵⁶⁾

まず、①の企業年金（確定給付企業年金・確定拠出年金）の拠出時・給付時の仕組みのあり方については、拠出限度額、中途引き出し、加入可能年齢、支給開始年齢および給付方法等について、「年金」としての

Retirement Account）（個人退職勘定）など欧米主要国の導入例が考えられるということである。リスター年金は、被用者を対象とする任意の私的年金で、政府から補助金の支給と所得控除の優遇措置がある。IRAは、1974年エリサ法（Employee Retirement Income Security Act）（従業員退職所得保障法）により創設された確定拠出型の個人退職勘定で、個人が自助努力で老後資金を準備する制度として普及した。課税関係や給付の仕組み等の制度の骨格は401(k)と同じである。

54) 経済のグローバル化が進展する中、日本企業で働く外国籍の労働者が増え、日本の確定拠出年金に加入したものの帰国する際に受け取れないケースも生じている問題に対して、確定拠出年金における脱退一時金の受取り要件を見直すだけでなく、将来的には国内外の制度間のポータビリティ確保のための租税条約上の規定の整備を求めている。また、長期の海外勤務者が加入継続できる確定給付年金、確定拠出年金の加入資格の弾力化を求めている。

55) 税制制度の改善については、特に、退職金等の積立金に係る特別法人税は、2014年度税制改正において課税措置の延長が図られたが、企業年金の拡充の方向性と逆行するものであり、国際的にも稀であることから、速やかに撤廃すべきと提言している。また、現行制度の改善については、政府の「規制改革実施計画（2014年6月24日閣議決定）に盛り込まれた項目やその他確定給付年金、確定拠出年金の制度改善を図るべきと提言している。このほか、確定拠出年金の加入者による商品選択を容易にするための処置など制度運営コストの削減努力も必要であると提言している。

56) 社会保障審議会、前掲注40) 13～14頁。

原則を踏まえつつ、「退職金」としての役割を担うという現状も念頭に、今後のあり方について議論が行われている。

次に、②の企業年金制度等に関する税制のあり方については、運用時の積立金に対する特別法人税は早期に撤廃すべきであるとともに企業年金制度等の課税関係についても、⁵⁷⁾ 拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方の議論を併せて行うべきであると提言している。加えて、給付時の課税関係については、退職所得控除など退職一時金税制との関係を踏まえつつ、給付方法（一時金・年金）によって公平性が損なわれることのないような制度設計を併せて検討する必要があると提言している。

以上挙げた2つの提言を踏まえて、引き続き企業年金制度等の普及・拡大の検討が求められる。

さらに、企業年金の実施状況を見ると、制度創設から確定給付年金・確定拠出年金ともに着実に加入者を伸ばしてきたが、最近では確定給付企業年金が減少に転じる一方で、大企業でも確定拠出年金の導入が進んでいる。⁵⁸⁾ また、中小企業における企業年金の実施状況については低下傾向であり、厚生労働省の調べでは、直近では例えば従業員規模30～99人の企業年金の実施率が18.6%（2013年度時点）に留まるなど、全体として低い状況にある。2008年以降の傾向を見ると、適格年金廃止等の影響による確定給付型の減少が企業年金実施率低下の要因となっている。⁵⁹⁾

57) ただし、運用時の課税については1999年度より2016年度まで課税凍結状態にある。

58) 確定給付企業年金の加入者数の推移を見ると、2011年度末の801万人をピークに、その後2012年度末は796万人、2013年度末は788万人と減少に転じる一方で、確定拠出年金（企業型）の加入者数は、2011年度末は421.8万人（対前年比14%増）、2012年度末は439.4万人（対前年比4%増）、2013年度末は464.2万人（対前年比6%増）と漸増している（第5回社会保障審議会参考資料「企業年金制度の現状等について」2014年6月30日、9頁、16頁）。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000047509.pdf>)

59) ただし、中小企業の企業年金実施割合を制度種類別に見ると、確定拠出

したがって、企業年金制度等の普及率を向上するためには、中小企業の実施率の一層の向上を図るとともに、近年増加傾向にある非正規労働者や自営業者等について私的年金加入率の向上を図る必要がある⁶⁰⁾と考える。

V. おわりに

2013年6月19日、厚生年金基金制度の見直しを柱として年金制度改革法（「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」）が可決・成立した。これにより、施行日（2014年4月1日）以降は基金の新設が認められなくなり、代行割れ基金の早期解散や他の企業年金制度等への移行が促進される一方、制度を存続する場合も現行より厳格な財政運営および報告義務を課せられることとなった。

代行制度の廃止・縮小において、課題となることは、企業年金の普及である。厚生年金基金制度を強制的に廃止した場合、大多数の中小企業の年金制度は廃止に追い込まれると想定されている⁶¹⁾。今後、避けられな

型の実施割合は上昇している。例えば従業員規模30～99人の確定給付型の実施率を見ると、2008年度の実施率は28.4%（従業員規模100～299人で52.8%）であったが、2013年度は14.9%（従業員規模100～299人で29.5%）に減少している。一方、確定拠出型の実施率を見ると、2008年度の実施率は3.9%（従業員規模100～299人で9.1%）であったが、2013年度は5.7%（従業員規模100～299人で13.6%）に上昇している（第8回社会保障審議会参考資料、前掲注41）3頁）。

60) 確定給付企業年金等では企業年金の実施企業の厚生年金被保険者は全員加入が原則とされているが、除外規定が認められているために、非正規労働者については、厚生年金被保険者であっても制度上一律に企業年金に加入させなくてもよいこととされている（社会保障審議会、前掲注40）2頁）。

61) 厚生労働省「第5回厚生年金基金制度に関する専門委員会 議事録」（2013年1月10日）。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000utk4.html>)

わが国の企業年金制度の課題とリスクマネジメント

い公的年金の給付水準の引下げや、支給開始年齢の引上げの議論などに対応するためにも、公的年金の補完としての企業年金の位置づけと税制を踏まえた速やかな改革が求められる。すなわち、企業年金が本当に年金を補完する仕組みとなるためには、年金として受け取った場合、税制で優遇することなど様々な対策が求められる。

また、企業自体においても人材の確保や安心して働ける環境の提供といった年金制度本来の趣旨を踏まえ、長期的な視点で自社にとって最適な制度を構築することが重要である。